

# 原油価格・物価高騰等に関する 農林水産分野支援等情報

## 福島県農林水産部 (令和4年12月21日 発行)

### 【目次】

	ページ
<b>I 全般的な情報</b>	
① 原油価格・物価高騰等に係る農林漁業相談窓口	1
<b>II 農業関係情報</b>	
① 制度資金（農業分野）	2
② 農家経営安定資金による支援（県事業）	3
③ 飼料価格高騰に対する支援	
i 配合飼料価格安定制度（国事業）（○★）	3
ii 畜産配合飼料価格高騰対策事業（県事業）（★）	3
iii 畜産配合飼料価格高騰緊急対策事業（県事業）（★）	4
iv 酪農輸入粗飼料価格高騰対策事業（県事業）（★）	4
④ 燃油価格高騰に伴う施設園芸等に対する支援	
i 施設園芸等燃油価格高騰対策（国事業）（○★）	4
ii 施設園芸燃油等価格高騰対策緊急支援事業（県事業）（★）	4
⑤ 肥料高騰緊急対策事業（県事業）（★）	5
⑥ 肥料価格高騰対策事業（国事業）（★）	5
⑦ 福島県肥料価格高騰対策支援事業（県事業）（★）	6
⑧ 国産小麦産地生産性向上事業（県事業）（★）	6
⑨ 収入保険加入促進事業（県事業）（★）	7
⑩ 物価高騰に伴う穀類乾燥調製施設支援事業（県事業）（★）	7
⑪ 鉢花等栽培資材価格高騰対策事業（県事業）（★）	8
⑫ 農業水利施設電気料金高騰緊急支援事業（県事業）（★）	8
<b>III 林業関係情報</b>	
① 制度資金（林業分野）	9
② 林業・木材産業を支援する対策	
i 施設園芸燃油等価格高騰対策緊急支援事業（県事業）（★）	9
ii 国産材転換支援緊急対策事業（国事業）（★）	9
iii 木材加工施設燃油高騰対策緊急支援事業（県事業）（★）	10
<b>IV 水産関係情報</b>	
① 制度資金（水産分野）	10
② 水産業を支援する対策	
i 漁業経営セーフティネット構築事業（国事業）（☆★）	11
ii 漁船燃油価格高騰対策事業（県事業）（☆）	11
<b>V その他支援策</b>	
① オンラインストア生産者応援キャンペーン事業（県事業）（★）	11

(摘要) ★ 令和4年度政府予算一般予備費関係

☆ 令和3年度中の政府補正予算関係

☆★ 令和3年度中の政府補正予算関係に令和4年度政府予算一般予備費関係で追加措置が行われたもの

○ 既存の制度等

○★ 既存の制度等に、令和4年度政府予算一般予備費関係で追加的措置が行われるもの

## I-① 原油価格・物価高騰等に係る農林漁業相談窓口

### 《概要》

- 農業・林業・水産業それぞれに、原油価格高騰や、物価高騰（飼料や肥料等の価格高騰）に係る経営相談や、対応可能な支援制度を紹介するための相談窓口を開設しております。
- 受付時間 8:30～17:15（土・日・祝日を除く）  
 （農業関係）各農林事務所農業振興普及部（農業普及所）  
 （林業関係）各農林事務所森林林業部（林業指導所）  
 （水産関係）水産事務所
- また、農林水産省においては、ウクライナ情勢に関する農林水産業・食品関連産業者向け相談窓口を設置し、下記HPにて原油価格高騰等に対する支援策を発信しています。

【農林水産省HP（ウクライナ情勢に関する農林水産業・食品関連産業者向け相談窓口）】

<https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/sodan.html#02>

《問い合わせ先》			
担当部署	電話番号	担当分野	
県北農林事務所	農業振興普及部	024-521-2609	農業
	伊達農業普及所	024-575-3181	〃
	安達農業普及所	0243-22-1127	〃
	森林林業部	024-521-2632	林業
県中農林事務所	農業振興普及部	024-935-1321	農業
	田村農業普及所	0247-62-3113	〃
	須賀川農業普及所	0248-75-2180	〃
	森林林業部	024-935-1362	林業
県南農林事務所	農業振興普及部	0248-23-1563	農業
	森林林業部	0247-33-2123	林業
会津農林事務所	農業振興普及部	0242-29-5308	農業
	喜多方農業普及所	0241-24-5742	〃
	会津坂下農業普及所	0242-83-2112	〃
	金山普及所 森林林業部	0241-54-2801 0241-24-5733	〃 林業
南会津農林事務所	農業振興普及部	0241-62-5264	農業
	南郷普及所	0241-72-2243	〃
	森林林業部	0241-62-5372	林業
相双農林事務所	農業振興普及部	0244-26-1151	農業
	双葉農業普及所	0240-23-6473	〃
	森林林業部	0244-26-4304	林業
	富岡林業指導所	0240-23-6084	〃
いわき農林事務所	農業振興普及部	0246-24-6162	農業
	森林林業部	0246-24-6192	林業
水産事務所		0246-24-6174	水産

## Ⅱ－① 制度資金（農業分野）

《概要》

- 原油価格・物価高騰などにより影響を受けた農林漁業者を対象に、農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額の追加、実質無利子化、実質無担保等での貸付けを行うなど、必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資を行います。
- 下記資金のほか、スーパーL資金、経営体育成強化資金についても、貸付当初5年間無利子化・実質無担保化などの支援策があります。なお、日本政策金融公庫では相談窓口を設置していません。詳しくは以下のHPを御覧ください。

【日本政策金融公庫HP】

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/2021cost.html>

資金名	対象となる農業者	①貸付限度額 ②貸付利率	③償還期間(据置) ④債務保証料等	融資機関
農林漁業セーフティネット資金	原油価格・物価高騰等の影響により経営の維持安定が困難となった主業農業者等	① (一般)別枠で600万円 (特認)別枠で年間経営費等の12分の6以内 ※簿記記帳を行っている方で、特に必要と認められる場合に適用 ②0.30～0.55% (当初5年間0%)※	③15年(3年) ④実質無担保・無保証人での融資可能	株式会社日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル (電話：0120-154-505)  福島支店(農林水産事業) (電話：024-521-3328)
	(特例措置内容) ・貸付限度額の追加(通常は一般の場合で600万円、特認の場合で12分の6以内) ・利子助成による融資当初5年間の実質無利子 ・実質無担保化・無保証人化			
農業近代化資金	認定農業者 主業農業者、 集落営農組織等	①個人1,800万円 法人2億円 ②0.70% (当初5年間0%)	③15年(7年) ④実質無担保・ ※農業信用基金協会の債務保証料を当初5年間免除	各総合農協、東邦・福島・大東・第四北越(会津支店)・常陽の各銀行、福島・二本松・郡山・須賀川・白河・会津・ひまわりの各信用金庫、酪農協、農林中央金庫)
	(特例措置内容) ・利子助成による融資当初5年間の実質無利子 ・実質無担保化・無保証人化 ・農業信用基金協会による債務保証の当初5年間保証料免除			

※ 貸付利率は、令和4年12月19日現在(利率は貸付時期により変動します)

<p>(問い合わせ先)          県庁 農業経済課 024-521-7349          各農林事務所農業振興普及部(農業普及所) (Ⅱ－①記載の連絡先を参照)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------

## Ⅱ－② 農家経営安定化資金による支援

### 《概要》

原油価格・物価高騰により農業経営に影響を受けている農業者等の農業経営の維持安定を図るため、農家経営安定資金を融通いたします。

### 《貸付対象者》

原油価格や飼料価格、農業資材価格の高騰により農業経営に影響を受けている農業者等

### 《資金使途》

農業経営に必要な燃油、飼料及び農業資材を購入するために必要とする資金

(農業資材とは、ハウスフィルムやマルチ等の被覆資材及び肥料を指します。)

### 《貸付限度額》

500万円以内(貸付限度額まで複数回利用可能)

### 《償還期限》

5年以内(据置1年以内)

### 《貸付利率》

0.5%以内

### 《取扱融資機関》

県内各農協(ふくしま未来、福島さくら、会津よつば、夢みなみ、東西しらかわ)、県酪農協、東邦銀行、福島銀行、大東銀行、福島・二本松・郡山・須賀川・会津の各信用金庫  
詳しくは、以下のHPをご確認下さい。

【**県農業経済課HP(農家経営安定資金(原油価格・物価高騰対策資金)の融通について)**】

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36021e/kinyuu13.html>

(問い合わせ先)

県庁 農業経済課

024-521-7349

各農林事務所農業振興普及部(農業普及所) (Ⅱ－①記載の連絡先を参照)

## Ⅱ－③ 飼料価格高騰に対する支援

### i 配合飼料価格安定制度

配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、民間(生産者と配合飼料メーカー)の積立てによる「通常補填」と、異常な価格高騰時に通常補填を補完する「異常補填(国と配合飼料メーカーが積立て)」の二段階の仕組みにより生産者に対して、補填金を交付します。

【**農林水産省HP(配合飼料価格安定制度について)**】

[https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/lin/l\\_siryu/haigou/](https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/lin/l_siryu/haigou/)

### ii 畜産配合飼料価格高騰対策事業

#### 《概要》

海外穀物価格の高騰等による配合飼料価格の高止まりの影響で、配合飼料価格安定制度に基づく補填金が減少傾向にあること、令和4年4月から生産者負担金が引き上げられ畜産経営が圧迫されていることから、生産者負担金等の一部を支援します。

#### 《助成対象者》

配合飼料価格安定制度に加入している方

#### 《支援内容》

生産者負担金等の一部を補助いたします。

定額：300円/t

### iii 畜産配合飼料価格高騰緊急対策事業

#### 《概要》

海外穀物価格の高騰等による配合飼料価格の高止まりの影響で、配合飼料価格安定制度に基づく補填を受けても生産者の配合飼料購入費の実質負担が高止まりしていることから、その一部を支援します。

#### 《助成対象者》

配合飼料価格安定制度に加入している方

#### 《補助対象》

令和4年度第2, 3, 4四半期分

#### 《支援内容》

定額：2, 700円以内/t

### iv 酪農輸入粗飼料価格高騰対策事業

#### 《概要》

海上運賃の高騰、為替の円安傾向等の影響で輸入粗飼料価格が高騰しており、本県の酪農経営が圧迫されていることから、緊急的に輸入粗飼料の購入費用の一部を補助します。

#### 《助成対象者》

本県酪農家

#### 《補助対象》

令和4年4月1日から令和5年3月10日までに購入した年度内に利用する輸入粗飼料

#### 《補助額》

5, 000円以内/トン

(問い合わせ先)

県庁 畜産課 024-521-7366

各農林事務所農業振興普及部(農業普及所) (I-④記載の連絡先を参照)

## II-④ 燃油価格高騰に伴う施設園芸等に対する支援

### i 施設園芸等燃油価格高騰対策

燃油価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を目的に、燃油使用量の15%以上削減する省エネルギー等対策推進計画を策定した農業者団体等に対して、燃油価格が一定基準を上回った場合に農業者と国の拠出による資金から補填金を交付します。

施設の冬季暖房に使用するLPガス及びLNGを対象とする2次公募を行います。

1次締切：令和4年12月14日(水) ※終了

2次締切：令和5年1月9日(月)

(令和5年2月以降に購入したLPガス及びLNGをセーフティネットの対象とします)

【農林水産省HP(施設園芸等燃油価格高騰対策関係)】

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/kenyu/kenyu\\_taisaku1.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/kenyu/kenyu_taisaku1.html)

(問い合わせ先)

福島県担い手育成総合支援協議会施設園芸セーフティネット構築事業事務局(県庁園芸課内) 024-521-7355

### ii 施設園芸燃油等価格高騰対策緊急支援事業(申請受付終了)

#### 《概要》

秋から翌春に生産する園芸品目等の生産用途に使用する暖房機を設置する施設において、農業者等が実施する保温効果の高い環境整備やエネルギー消費低減を図る取組みを推進し、燃油使用量を削減することにより、燃油価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を支援する。

《補助対象者》

市町村、農業協同組合、農業法人、営農集団 等

《対象品目》

燃油等を使用する暖房機で加温する施設で生産された野菜、山菜類（栽培）、切り花、鉢花類、野菜・花き苗（販売用）、きのこ類（栽培）等

《補助対象》

加温施設への省エネ設備等の導入（燃油を使用しない暖房機（ヒートポンプ等）・循環扇・内張・トンネル・外張等）※各種条件があります

《補助率》

2/3以内 ※一部上限事業を設定

（問い合わせ先）

県庁 園芸課 024-521-7355、林業振興課 024-521-7432

各農林事務所農業振興普及部（農業普及所）、森林林業部（林業指導所）（I-①記載の連絡先を参照）

## II-⑤ 肥料高騰緊急対策事業

《概要》

新型コロナウイルス感染症拡大による米価下落に加え、ウクライナ情勢による世界経済の不安定化による肥料価格高騰の影響を受けている生産者を支援する必要がある。

特に、米価下落により所得が著しく低下している稲作経営体は、生産費高騰の影響が大きいことから、高騰した肥料費の一部について助成することで、水稲及び水稲から転換した作物の再生産を支援する。

《補助対象者》

稲作経営体（出荷、販売していること）

《対象作物》

①水 稲 500円/10a（「対象面積(a)」＝「各経営体の水稲作付合計面積(a)」－「自家消費相当分面積10a」）

②水稲以外の作物 1, 500円/10a（「対象面積(a)」＝「作付面積合計(a)」）

（問い合わせ先）

県庁 環境保全農業課 024-521-7453

各農林事務所農業振興普及部（農業普及所）（I-①記載の連絡先を参照）

## II-⑥ 肥料価格高騰対策事業

《概要》

肥料価格高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の使用量の2割軽減に向けて取り組む農業者の肥料費上昇分の一部を支援する。

《補助対象者(取組実施者)》

販売実績のある参加農業者5人以上を含む農業者グループ（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人など）

※ただし、定款、組織規程及び経理規程等の組織運営に関する規程が定められていること

《対象となる肥料》

令和4年6月以降令和5年5月に購入した肥料（令和4年の秋肥と令和5年の春肥として使用する肥料）※ただし、対象となる肥料は、「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づく肥料であること

《支援内容》

化学肥料の使用量を2割低減する取組を行った上で、前年度から増加した肥料費について、その7割を支援金として交付する。

$$\text{支援金} = [\text{当年の肥料費} - [\text{当年の肥料費} \div \text{価格上昇率}(\ast) \div \text{使用量低減率}(0.9)]] \times 0.7$$

※価格上昇率：国が統計データを基に決定（[秋肥]1.4、[春肥]未定）

（問い合わせ先）

福島県担い手育成総合支援協議会（県庁環境保全農業課内）024-521-7453  
各農林事務所農業振興普及部（農業普及所）（I-①記載の連絡先を参照）

## II-⑦ 福島県肥料価格高騰対策支援事業

《概要》

本県農業者の生産意欲の維持と持続的な農業経営に向けて、国が創設した肥料価格高騰対策事業（II-⑥）に対して上乘せ支援を行い、農業経営の基盤強化を図る。

《補助対象者（取組実施者）》

肥料価格高騰対策事業の対象となる農業者グループ

《対象となる肥料》

肥料価格高騰対策事業で対象となる肥料

《支援内容》

肥料価格高騰対策事業で定められた化学肥料を2割低減する取組を行った上で、前年度から増加した肥料費について、その15%を支援金として交付する。

$$\text{支援金} = [\text{当年の肥料費} - [\text{当年の肥料費} \div \text{価格上昇率}(\ast) \div \text{使用量低減率}(0.9)]] \times 0.15$$

※価格上昇率は、肥料価格高騰対策事業と同じ割合

（問い合わせ先）

福島県担い手育成総合支援協議会（県庁環境保全農業課内）024-521-7453

## II-⑧ 国産小麦産地生産性向上事業（申請受付終了）

《概要》

国際的に穀物の供給懸念が生じ価格が高騰する中、輸入依存度が高い小麦の安定供給体制を緊急的に強化するため、作付けの団地化や営農技術・機械の導入等と併せて作付拡大を支援することにより、水田における麦生産をソフト・ハードの両面から推進する。

《補助対象者》

農業者の組織する団体（受益農業従事者5名以上）、地域農業再生協議会、市町村（一部メニューのみ）

《対象作物》

麦（小麦、大麦及びはだか麦）

《支援内容》

- ①団地化に向けた話し合い等の支援（補助率：定額）
- ②営農技術導入支援（補助率：定額、最大15千円/10a）
- ③機械・施設の導入等支援（補助率：1/2以内）
- ④生産拡大支援（生産拡大面積に応じ10千円/10a）  
※②または③に取り組む場合を対象
- ⑤市町村等の推進活動への支援（補助率：1/2以内）

(問い合わせ先)  
県庁 水田畑作課 024-521-7360  
各農林事務所農業振興普及部(農業普及所) (I-①記載の連絡先を参照)

## II-⑨ 収入保険加入促進事業

### 《概要》

原油価格・物価高騰等の影響を受けている農業者が、あらゆるリスクに対応できる持続可能な経営体への転換を支援するため、収入保険の保険料の一部を助成します。

### 《補助対象者》

令和4年または令和5年から収入保険に初めて加入される方(個人、法人)で、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和3年の農業収入が過去の農業収入と比較して10%以上減少した方。

### 《支援内容》

加入者が負担する保険料の一部を補助いたします。(補助率:1/3)

### 《実施団体》

福島県農業共済組合

(問い合わせ先)  
県庁 農業経済課 024-521-7349  
福島県農業共済組合 024-521-2730 (申請先)

## II-⑩ 物価高騰に伴う穀類乾燥調製施設支援事業

### 《概要》

地域農業の担い手をはじめとする多くの農業者が利用し、地域農業の核となる穀類乾燥調製施設等の取組について、電力・燃油価格高騰による係り増し経費の一部を助成することにより、地域の農業構造の維持・発展を支援します。

### 《補助対象者》

カントリーエレベーター・ライスセンターの運営者、大規模な乾燥調製を行っている組織・経営体(令和4年産の処理において電力・燃油価格高騰を加味した作業料金の値上げを行っていないこと)

### 《対象作物》

水稲、畑作物(小麦、大麦、大豆、そば)

### 《支援内容》

地域農業の拠点となる穀類乾燥調製施設等について、電力・燃油の掛かり増し経費の一部を補助する。

#### ①穀類乾燥調製貯蔵施設

乾燥調製作業を行った玄米 1俵当たり48円以内

乾燥調製作業を行った畑作物 1俵当たり76円以内

#### ②穀類乾燥調製施設

乾燥調製作業を行った玄米 1俵当たり16円以内

乾燥調製作業を行った畑作物 1俵当たり47円以内

#### ③事務手数料

950円以内/作業委託経営体

(問い合わせ先)  
県庁 水田畑作課 024-521-7360  
各農林事務所農業振興普及部(農業普及所) (I-①記載の連絡先を参照)



## Ⅱ－⑪ 鉢花等栽培資材価格高騰対策事業

### 《概要》

鉢物類や花壇用苗物類（以下、「鉢花等」という。）の生産において必要な培養土は原材料の多くを海外からの輸入に依存しており、また、プラスチック製の鉢やポリポットは石油を原料としており価格高騰の影響が大きいいため、これらの品目の生産者に対し培養土やプラスチック製品等といった諸材料の経費について支援する。

### 《補助対象者》

鉢花等生産者

### 《支援内容》

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに出荷する鉢花等の生産に必要な諸材料について高騰した経費を補助するとともに、事業の推進及び事務に要する経費を補助する。

鉢物類 6,000円/a

花壇用苗物類 3,000円/a

事務費 定額（ただし、1事業実施主体当たり1,000千円を上限とする。）

### 《実施団体》

農業協同組合、農業者等が組織する団体。

（問い合わせ先）

県庁 園芸課 024-521-7357

## Ⅱ－⑫ 農業水利施設電気料金高騰緊急支援事業

### 《概要》

農業水利施設の運転に係る電気料金が高騰していることから、農業水利施設を所有または管理する土地改良区に対して電気料金高騰分を補助します。

### 《補助対象者》

取水堰（頭首工）、揚水ポンプ、排水ポンプなどの農業水利施設を所有または管理する土地改良区等

### 《支援内容》

かんがい期間（4月から10月）の過去5年平均（平成29年から令和3年）の電気料金に対して、令和4年の超過した電気料金を補助する。（超過分の100%補助）

### 《実施団体》

福島県土地改良事業団体連合会

（問い合わせ先）

県庁 農地管理課 024-521-7443

福島県土地改良事業団体連合会 024-521-0315（申請先）

### Ⅲ-① 制度資金（林業分野）

《概要》

- 原油価格・物価高騰などにより影響を受けた農林漁業者を対象に、農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額の追加、実質無利子化、実質無担保等での貸付けを行うなど、必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資を行います。
- 日本政策金融公庫では相談窓口を設置しております。詳しくは以下のHPを御覧ください。

【日本政策金融公庫HP】

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/2021cost.html>

資金名	対象となる農業者	①貸付限度額 ②貸付利率	③償還期間(据置) ④債務保証料等	融資機関
農林漁業セーフティネット資金	原油価格・物価高騰等の影響により経営の維持安定が困難となった主業林業者等	① (一般)別枠で600万円 (特認)別枠で年間経費等の12分の6以内 ※簿記記帳を行っている方で、特に必要と認められる場合に適用 ②0.30～0.55% (当初10年間0%)※	③15年(3年) ④実質無担保・無保証人での融資可能	株式会社日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル (電話：0120-154-505)  福島支店(農林水産事業) (電話：024-521-3328)
	(特例措置内容) ・貸付限度額の追加(通常は一般の場合で600万円、特認の場合で12分の6以内) ・利子助成による融資当初10年間の実質無利子 ・実質無担保化・無保証人化			

※ 貸付利率は、令和4年12月19日現在(利率は貸付時期により変動します)

(問い合わせ先)

県庁 森林計画課 024-521-7425

各農林事務所森林林業部(林業指導所) (I-①記載の連絡先を参照)

### Ⅲ-② 林業・木材産業を支援する対策

i 施設園芸燃油等価格高騰対策緊急支援事業 ※再掲、4ページ参照

ii 国産材転換支援緊急対策事業

《概要》

我が国への輸入木材の供給不足等に起因し、国内において木材需給のひっ迫(いわゆるウッドショック)が続いている状況に加え、今般のウクライナ情勢の影響により、ロシアからの単板等の輸入が禁止されるなど、更なる国内への木材輸入量の減少が生じつつある事態となっています。このことから、ロシア材から国産材への転換等を図ることで、更なる国内の木材需給等への影響が生じないよう対応していくため、国産材製品の増産に伴う原木・製品の運搬や一時保管、国産材製品への転換を図る設計・施工方法の導入や普及を臨時的に支援します。

詳しくは以下のHPをご確認ください

【(一社)全国木材組合連合会HP(国産材転換支援緊急対策事業)】

<https://moku-tenkan.jp/>

(問い合わせ先)

(一社)全国木材組合連合会 03-6550-8540

### iii 木材加工施設燃油高騰対策緊急支援事業

#### 《概要》

A重油などの燃油を熱源として人工乾燥材を生産する事業者(※)を対象に、人工乾燥に係る経費の一部を支援します。

(※)年間の人工乾燥材生産量10立方メートル以上の生産者

#### 《補助対象者》

燃油を熱源とする人工乾燥機で乾燥材を生産する事業者（木材関係団体とりまとめ）

#### 《支援内容》

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月10日を対象期間とします）の人工乾燥材生産量1立法メートルあたり、

- ・ A重油の場合：340円／立方メートル
- ・ 灯油の場合：550円／立方メートル

(問い合わせ先)

県庁 林業振興課 024-521-7432

## IV-① 制度資金（水産分野）

#### 《概要》

- 原油価格・物価高騰などにより影響を受けた農林漁業者を対象に、農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額の追加、実質無利子化、実質無担保等での貸付けを行うなど、必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資を行います。
- 日本政策金融公庫では相談窓口を設置しております。詳しくは以下のHPを御覧下さい。

#### 【日本政策金融公庫HP】

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/2021cost.html>

資金名	対象となる農業者	①貸付限度額 ②貸付利率	③償還期間(据置) ④債務保証料等	融資機関
農林漁業セーフティネット資金	原油価格・物価高騰等の影響により経営の維持安定が困難となった主業漁業者等	① (一般)別枠で600万円 (特認)別枠で年間経営費等の12分の6以内 ※簿記記帳を行っている方で、特に必要と認められる場合に適用 ②0.30～0.55% (当初5年間0%)※	③15年(3年) ④実質無担保・無保証人での融資可能	株式会社日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル (電話：0120-154-505)  福島支店(農林水産事業) (電話：024-521-3328)
	(特例措置内容) ・ 貸付限度額の追加(通常は一般の場合で600万円、特認の場合で12分の6以内) ・ 利子助成による融資当初5年間の実質無利子 ・ 実質無担保化・無保証人化			

※ 貸付利率は、令和4年12月19日現在（利率は貸付時期により変動します）

(問い合わせ先)

県庁 水産課 024-521-7379 又は 水産事務所 0246-24-6174

## IV-② 水産業を支援する対策

### i 漁業経営セーフティーネット構築事業

#### 《概要》

燃油価格や配合飼料価格の上昇に備えて、漁業者・養殖業者と国が資金を積み立てます。

燃油については原油価格、配合飼料については配合飼料価格が、一定の基準を超えて上昇した場合に、漁業者や養殖業者に対し、補填金が支払われます。

補填金は、漁業者・養殖業者と国が1対1の割合で負担します（燃油については、国の負担割合を段階的に高めて補填するほか、各加入者の判断に応じて、加入者の積立金から不可補填金が支払われます）。

詳しくは以下のHPをご確認ください

【水産庁HP（漁業経営セーフティーネット構築事業）】

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/net/>

### ii 漁船燃油価格高騰対策事業

#### 《概要》

漁船の燃料消費量削減に効果のある取組（船底付着物除去、船底防汚塗装、燃費向上添加剤の活用）を支援し、漁業経営安定化を支援します。

（問い合わせ先）

県庁 水産課 024-521-7379 又は 水産事務所 0246-24-6174

## V-① オンラインストア生産者応援キャンペーン事業（受付終了）

#### 《概要》

原油や肥料価格の高騰により農業生産コストが増加するものの、生産コストを価格に転嫁しにくい一次産品を対象とし、オンラインストアでのクーポンキャンペーンを実施することにより、売上高の増加を図り、農業経営の安定化を支援します。

（問い合わせ先） 県庁 農産物流通課 024-521-7377